

商品概要説明書
スーパー定期貯金＜単利型＞

(令和8年3月1日現在)

1. 商品名	・ATM定期貯金
2. 取扱期間	・令和8年3月1日～令和9年2月28日
3. ご利用いただける方	・既に総合口座式または通帳式定期貯金をご利用いただいている方
4. 対象商品	・ATM（注1）でお預け入れいただく預入期間が1年のスーパー定期貯金（注1）コンビニや提携先のATMでのお預入れはできません。 当JAまたは県内JAのATMでお預入れいただけます。
5. お預け入れいただける定期貯金	・総合口座式 ・通帳式 ※証書式は対象外となります
6. 預入期間	・定型方式 1年 ・自動継続 ※元金継続または元利金継続の選択ができます
7. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・一口1万円以上（注2） ・1円単位 ※預入回数に制限はございません。 (注2) ・当JAのでATMお預け入れの場合 現金によるお預け入れは100万円、キャッシュカードによる振替でのお預け入れは、1,000万円未満となります。 ・当JA以外の県内ATMでお預け入れの場合 現金によるお預け入れは100万円、キャッシュカードによる振替でのお預け入れは200万円までとなります。
8. 取扱時間	・平日：午前8時45分～午後7時、土日祝日：午前9時～午後7時 *ATM設置場所により、取扱時間が異なる場合がございます。
9. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
10. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の店頭表示金利に下記の金利を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ①預入期間1年 店頭表示金利 + 年0.04% *上記上乗せ金利は初回満期日までの適用となります。満期日以降は解約、書替継続した日における店頭表示金利により計算いたします。 ・満期日以後に一括して払い戻します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせ下さい。
11. 手数料	—
12. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 1年ものの定型方式

	<p>① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50%</p>
1 3. 貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象 当該貯金は、当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
1 4. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店（所）または管理部総務課（電話：0266-57-8000）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：026-236-2009）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A管理部総務課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>なお、直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>東京弁護士会 （電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
1 5. その他参考となる事項	<p>・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率が適用されます。</p>
1 6. 留意事項	<p>・本キャンペーンは既に定期貯金通帳（総合口座式または通帳式）をご利用いただいている個人のお客さまを対象とさせていただきます。なお、通帳レス口座におけるお取り扱いはできません。</p> <p>・預入回数に制限はございません。ただし、総合口座通帳の上限口数は既にお預け入れ頂いている定期貯金口数を含め16口となります。また、定期貯金通帳の上限口数は80口となります。</p>

※ お取り扱い条件は、今後の金融情勢その他の事情により変更させていただく場合がございます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A信州諏訪

商品概要説明書
スーパー定期貯金＜複利型＞

(令和8年3月1日現在)

1. 商品名	・ATM定期貯金
2. 取扱期間	・令和8年3月1日～令和9年2月28日
3. ご利用いただける方	・既に総合口座式または通帳式定期貯金をご利用いただいている方
4. 対象商品	・ATM(注1)でお預け入れいただく預入期間3年または5年のスーパー定期貯金 (注1) コンビニや提携先のATMでのお預入れはできません。 当JAまたは県内JAのATMでお預入れいただけます。
5. お預け入れいただける定期貯金	・総合口座式 ・通帳式 ※証書式は対象外となります
6. 預入期間	・定型方式 3年・5年 ・自動継続 ※元金継続または元利金継続の選択ができます
7. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・一口1万円以上 (注2) ・1円単位 ※預入回数に制限はございません。 (注2) ・当JAのATMでお預け入れの場合 現金によるお預け入れは100万円、キャッシュカードによる振替でのお預け入れは、1,000万円未満となります。 ・当JA以外の県内ATMでお預け入れの場合 現金によるお預け入れは100万円、キャッシュカードによる振替でのお預け入れは200万円までとなります。
8. 取扱時間	・平日：午前8時45分～午後7時、土日祝日：午前9時～午後7時 *ATM設置場所により、取扱時間が異なる場合がございます。
9. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
10. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の店頭表示金利に下記の金利を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ①預入期間3年 店頭表示金利 + 年0.05% ②預入期間5年 店頭表示金利 + 年0.07% *上記上乗せ金利は初回満期日までの適用となります。満期日以降は解約、書替継続した日における店頭表示金利により計算いたします。 ・満期日以後に一括して払い戻します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ・20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせ下さい。

1 1. 手数料	—																								
1 2. 中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>（1）3年ものの定型方式</p> <table border="0"> <tr> <td>① 預入期間が6か月未満の場合</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 預入期間が6か月以上1年未満の場合</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table> <p>（2）5年ものの定型方式</p> <table border="0"> <tr> <td>① 預入期間が6か月未満の場合</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 預入期間が6か月以上1年6か月未満の場合</td> <td>約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td>③ 預入期間が1年6ヶ月以上2年6か月未満の場合</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>④ 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 預入期間が3年以上4年未満の場合</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 預入期間が4年以上5年未満の場合</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> </table>	① 預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	② 預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×40%	③ 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	約定利率×50%	④ 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	約定利率×60%	⑤ 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合	約定利率×70%	⑥ 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	約定利率×90%	① 預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	② 預入期間が6か月以上1年6か月未満の場合	約定利率×10%	③ 預入期間が1年6ヶ月以上2年6か月未満の場合	約定利率×20%	④ 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	約定利率×30%	⑤ 預入期間が3年以上4年未満の場合	約定利率×40%	⑥ 預入期間が4年以上5年未満の場合	約定利率×60%
① 預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率																								
② 預入期間が6か月以上1年未満の場合	約定利率×40%																								
③ 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	約定利率×50%																								
④ 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	約定利率×60%																								
⑤ 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合	約定利率×70%																								
⑥ 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	約定利率×90%																								
① 預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率																								
② 預入期間が6か月以上1年6か月未満の場合	約定利率×10%																								
③ 預入期間が1年6ヶ月以上2年6か月未満の場合	約定利率×20%																								
④ 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	約定利率×30%																								
⑤ 預入期間が3年以上4年未満の場合	約定利率×40%																								
⑥ 預入期間が4年以上5年未満の場合	約定利率×60%																								
1 3. 貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象 当該貯金は、当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>																								
1 4. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または管理部総務課（電話：0266-57-8000）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：026-236-2009）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA管理部総務課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>なお、直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>																								

15. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率が適用されます。
16. 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本キャンペーンは既に定期貯金通帳（総合口座式または通帳式）をご利用いただいている個人のお客さまを対象とさせていただきます。なお、通帳レス口座におけるお取り扱いはできません。 ・預入回数に制限はございません。ただし、総合口座通帳の上限口数は既にお預け入れ頂いている定期貯金口数を含め16口となります。また、定期貯金通帳の上限口数は80口となります。

※ お取扱い条件は、今後の金融情勢その他の事情により変更させていただく場合がございます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A信州諏訪